

平成28年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成28年6月17日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長 小 関 勝 教 君
副議長 土 井 敏 興 君
1 番 森 川 明 君
2 番 吉 岡 建 二 郎 君
3 番 松 山 教 宗 君
4 番 川 上 美 樹 君
5 番 楠 徹 也 君
6 番 本 郷 幸 治 君
7 番 吉 岡 文 子 君
8 番 山 崎 一 広 君
9 番 桜 井 龍 雄 君
10 番 谷 村 知 重 君
11 番 丸 山 文 靖 君
13 番 金 子 義 彦 君

◎出席説明員

市 長 高 橋 幹 夫 君
副 市 長 藤 井 英 昭 君
総 務 部 長 中 平 匡 司 君
市 民 部 長 村 谷 宗 義 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 千 葉 一 夫 君
経 済 部 長 市 川 厚 記 君
都 市 整 備 部 長 本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長 小 橋 一 夫 君

消 防 長 後 藤 樹 人 君
総務部総務課長 村 上 孝 徳 君
総務部総務課長補佐 置 田 孝 浩 君

教育委員会委員長 高 橋 泰 浄 君
教 育 長 早 瀬 公 平 君
教 育 部 長 伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長 竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長 村 上 孝 徳 君

農業委員会会長 小 川 俊 美 君
農業委員会事務局長 吉 村 清 孝 君

監 査 委 員 星 野 恒 徳 君
監査事務局長 渋 谷 裕 子 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 三 上 忠 君
次 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3 番 松山教宗議員

4 番 川上美樹議員

を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員（登壇） 平成28年第2回市議会定例会におきまして、大綱2点につきまして、市長ならびに教育長にお伺いいたします。

大綱1点目につきましては、福祉行政についてです。

1つ目として、医療と介護の連携体制についてであります。

日本社会は今後、高齢化が急速に進むとされ、2025年問題にどう対応するかに大きな関心が集まっています。25年は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年であり、国を支えてきた団塊の世代が、給付を受ける側に回ることで、医療や介護、福祉サービスの需要が高まることが確実視されています。25年問題では、そうしたサービスの提供体制をどう構築するかという問題であり、これはまさしく喫緊の課題であります。これを背景とし、平成25年に、社会保障制度、改革国民会議の報告書が示したように、各機能が分化、連携しつつ、在宅等、住み慣れた地域の中で、患者や高齢者の生活を支える地域の包括的な資源やサービスの提供体制への構築を推進しています。

平成26年度の診療報酬改定では、重要課題として、医療機関の機能分化、強化と連携、在宅医療の充実等を掲げる中での改定が行われました。また平成25年には社会保障審議会介護保険部会がまとめた、介護保険制度の見直しに関する意見では、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しの中で、在宅医療・介護連携の推進が掲げられ、市町村が中心となって総合的に取り組む事が

明記されました。

北海道内では、西胆振地域が、先進的な活動をしており、在宅で高齢者を支えるための専門職の連絡会が立ち上がり、講演会や事例検討等、さまざまな活動をされていると伺っております。

そこで、次の2点について伺います。

1点目は、本市では、平成28年4月現在で、39%という高い高齢化率であり、それを踏まえ、在宅医療・介護に関するさまざまな職種のネットワーク会議が設立され、道内の中でも、本市は積極的な活動が行われていると伺っておりますが、地域の医療、介護の資源の把握や関係者の情報共有の支援、また、相談支援、研修、市町村連携などの状況について、どのようになっているのか。

2点目は、これまでの活動を通して見えてきた課題と今後の方向性について、どのようにお考えか市長に伺います。

2つ目として、認知症対策についてであります。

厚生労働省では、全国で認知症を患う人の数が2025年には700万人を超えるとの推計値を発表しており、65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症に罹患する計算となるといわれており、本市においても、高齢化率が年々高くなるにつれ、中でも認知症患者の徘徊による行方不明や事故に巻き込まれるケースが今まで以上に増えると考えられ、早期に発見、保護するための取り組みが必要となっております。

本市担当課での状況把握も含め、本市内の開業医、また美唄警察署に伺ったところ、認知症による相談、事案は年々増えてきている

とのお話を伺った所であります。

また、認知症患者の家族における不安解消や、具体的な支援体制の相談なども増え続けていくものと思います。

本市におきましては、新オレンジプランにより、積極的な活動が行われており、職員や関係機関の連携により、認知症対策におけるさまざまな取り組みには、大変努力されているところと伺っておりますが、引き続き、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進のため、認知症への支援体制は強化していくべきかと思っております。

そこで、次の2点について伺います。

1点目は、認知症による症状が進行するまでに、さまざまな対策が行われているかと思っておりますが、どのような対策が行われているのか。

2点目として、一人暮らしの高齢者が、年々増えており、認知症の方についても心配される所ですが、その傾向と支援対策について、どのようになっているのか。

3点目は、認知症カフェの利用状況や今後の方向性についてどうあるべきか、市長のお考えを伺います。

大綱2点目につきましては、教育行政について、教育長にお伺いします。

1点目ですが、北海道教育委員会指定事業についてです。

現在、本市の幼稚園、小中学校では、4つの指定事業が行なわれております。

1つ目に「地域の学力向上支援事業」が、本市の小学校にて実施されており、一層の学力向上が望まれる地域や学校に対し、集中的な支援を行う事により、当該地域や学校の学力

向上を図るとともに、その成果を普及し、北海道の児童生徒の学力向上に役立てる事を目的に行われているところと伺っております。

2つ目に「発達障がい支援成果普及事業」が、本市の3つの学校で実施されており、北海道のすべての教員の発達障がいに関する専門性の向上を図り、発達障がいのある子どもやその保護者への早期からの教育相談や支援体制の充実を図るため、この取り組みの成果を広く道内に普及していく事を目的にしているところと伺っております。

3つ目に「体育授業改善テクニカルサポート事業」が本市の小学校にて実施されており、北海道の児童生徒の体力状況が、全国平均に比べ大きく下回る状況が継続していること、また、体育授業を通して「できなかったことが、できるようになる」と、とらえている児童生徒が少ないという現状から、喫緊の課題となっており、これを踏まえ、体力向上に向けた授業改善や、授業以外での取り組みの充実に向けた実践研究が行われているところと伺っております。

4つ目に「いじめ未然防止モデルプログラム事業」が、本市の小学校にて実施されており、いじめの未然防止に向け、予防的な生徒指導の考え方に立った取り組みを継続的に推進し、いじめが起こりにくい「居場所づくり」、「絆づくり」、「環境作り」により、児童生徒が安心して学べる環境を提供する取り組みを実践しているところかと思っております。

これらの4つの指定事業が本市において行われている事は、今後の本市の教育環境の向上に向け、大変意義のあることであり、子どもを持つ保護者にとって、本市で子どもを育

てて良かった、また本市での教育は、他市に比べて大変充実していると実感していただくために、本事業で得た実践経験等を有効に活用していくべきと考えます。

そこで、次の2点について伺います。

まず1つ目として、これらの4つの事業の実践内容と、その経過について。

次に、今まで行ってきた事業の中での成果と見えてきた課題、その対応策について伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、福祉行政について、医療と介護の連携体制についてであります。平成26年度に、在宅医療と介護の連携のあり方を協議し、医療と介護の専門職など多職種が、顔の見える関係を築くことなどを目的に、美唄市在宅医療・介護多職種ネットワーク会議、通称ビバネットを設立し、医療と介護の連携に向けた取り組みを行っているところであります。

国が示す在宅医療・介護連携推進事業のうち、地域の医療・介護の資源の把握、関係者の情報提供の支援、高齢者の支援に関する研修等につきましては、ビバネットにおいてアンケート調査の実施や先進事例を学ぶほか、グループワークや意見交換を行うことなどにより取り組みを進めており、医療・介護連携に関する相談支援、市町村連携につきましては、市が中心となって取り組んでいるところであります。

次に、課題と今後の方向性についてですが、医療と介護の連携につきましては、これまでは、専門職を対象とした内容が中心

となっており、市民の皆様へお伝えすることが十分ではなかったことから、今後は、美唄の医療や介護の専門職が提供しているサービスの内容について、市ホームページや講演会等で市民の方に知っていただく機会を設けていくことが必要であると考えております。

また、高齢者が退院後に安心して在宅で生活できるよう、病院から在宅医療・介護サービスの提供といった一連の流れがスムーズに行うことができる体制の構築についても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、認知症対策についてであります。症状が進行するまでの支援対策については、本市では、軽い物忘れ等の症状の段階で早目に発見できるよう、毎年、計画的に対象地区を選定し、高齢者に25の質問項目からなる基本チェックリストを郵送し、判定を行い、必要な方に介護予防教室等への参加を促しているところであります。

あわせて、本人や家族が認知症状について気になった段階で安心して相談できるように、地域包括支援センターの窓口や電話で相談を受け付けているほか、認知症カフェを開設し、本人や家族が気兼ねなく相談できるよう、体制を整えているところであります。

また、市民が認知症に関する正しい知識と理解を持つことができるよう、認知症サポーター養成講座や各種講演会を行っているところであります。

次に、ひとり暮らしの高齢者で、認知症状がみられる方については、ご近所や民生委員からの相談で発見される場合が多く、相談をいただいた段階で認知症状が進行している傾向にあります。

これらの方々のうち、家族の支援が得られる場合は家族と連絡をとりながら、医療機関への受診や必要な介護サービス等につなげるサポートを行うこととし、家族の支援が得られない場合は、受診の援助やサービスの利用等を、時間をかけて本人に進めているところでもあります。

さらに、民生委員の方とご自宅を訪問したり、地域の方々の見守りにより、安心して暮らせるよう体制づくりに努めているところでもあります。

次に、認知症カフェにつきましては、週1回、毎週火曜日に開設しており、本人、家族など、毎回15人程度の方にご利用いただいております。

来所された方々は、認知症状について専門職に相談したり、ボランティアの方々とお話をしたり、お茶を飲んだりしながら、ゆったりとした時間を過ごすことで、心を休める場としてご利用をいただいているところでもあります。

今後は、移動カフェを行いながら、身近な地域で参加できるよう工夫するとともに、認知症の症状がある人を早期に発見するための物忘れプログラムを導入したことから、早期発見、早期対応ができるよう努めてまいります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

美唄市が北海道教育委員会の指定を受けて実施している事業についてであります。はじめに、各事業の活動内容と経過について申し上げますと、1点目の「地域の学力向上支

援事業」につきましては、東小学校において、「全国学力・学習状況調査の自己採点による早期からの課題把握や、分析ツールの効果的な活用」、「全校で行う学習規律や生活規律の徹底」などの内容について取り組んでおります。

経過といたしましては平成27年度から2年間の指定を受けておりまして、昨年度は、校内研究や指導方法等の見直しを図ったところでもあります。今年度は、それらの実践研究を取りまとめ、その成果を学力向上に生かしていくこととしております。

2点目の「発達障がい支援モデル事業」につきましては、栄幼稚園、中央小学校、美唄中学校の1園2校がモデル校となり、通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒の自立を支援するため、「障がいの特性の理解や指導の在り方に関する校内研修の実施」、「外部から専門の講師を複数回招聘して行う研修会の実施」などについて、取り組んでまいりました。

経過といたしましては平成26年度から3年間の指定を受けており、今年度につきましては、これまで2年間の研究成果を広く全道に普及することを重点としておりまして、事業名も「発達障がい成果普及事業」と改められております。

3点目の「体育授業改善テクニカルサポート事業」につきましては、茶志内小学校において、北海道教育大学岩見沢校の教授に指導を仰ぎながら、「新体力テストの科学的な分析や、運動が苦手な児童への効果的な支援の工夫」、「体育の授業以外での運動の習慣化や、冬における運動プログラムの工夫」などの内

容について、取り組んでいるところであります。

経過といたしましては、平成 27 年度から 2 年間の指定を受けており、今年度は、一年次の取り組みについて分析し、その結果をもとに、体力の向上に成果を上げている事例を取り上げながら実践検証に取り組んでいるところであります。

4 点目の「いじめ未然防止モデルプログラム事業」につきましては、峰延小学校において、「子ども理解支援ツール『ほっと』」などを活用した学校課題の明確化や、実践に基づくモデルプログラムの作成、「各種研修会への参加及び研究実践発表」などについて取り組んでおります。

経過といたしましては平成 26 年度から 3 年間の指定を受けておりまして、一年次に「いじめ未然防止モデルプログラム」を作成し、二年次以降につきましては、プログラムの工夫・改善に取り組んでいるところであります。

次に、事業の成果と課題、対応策について申し上げます。

指定事業に取り組んでいる幼稚園と小中学校におきましては、これまで積み上げてきた実践・検証・改善を通して、「実践プログラム」や「実践事例集」などの成果物を取りまとめるとともに、各学校等における学力・体力の向上、特別支援教育の充実や豊かな心の育成について、着実な成果を上げてきております。

このことにつきましては、園長や校長を中心とした教職員の協働体制の中で、真摯に研究に取り組んできた結果であると感じており、今後も、落ち着いた学習環境の中で、児童生徒に「生きる力」を育んでいただくよう期待

しているところであります。

課題につきましては、全ての事業が今年度をもって終了することから、指定を受けてきた幼稚園等小中学校におきましては、次年度に向けて自校の実践プランを作成するなどして、幼児・児童・生徒への確実な定着を図るとともに、その研究成果について、市内全ての学校等に普及していくことが上げられます。

その対応策として、教育委員会といたしましても、校内研修の充実や公開研究指定校事業の実施、ICT研修やカウンセリング研修などの専門研修等を通じて、指定事業の成果普及に努めてまいります。

このほか、今年度、新たに「ほっかいどう子ども民俗芸能振興事業」にも取り組むこととなっており、「峰延獅子舞」の活動を通して、本市の伝統や文化を学び、伝承してまいりたいと考えております。

「教育は人なり」と申しますが、子どもに「生きる力」を育むためには、興味・関心をもって主体的に学ぶ環境と、教職員のたゆまぬ自己研鑽が欠かせないと考えております。

このことから、引き続き、教員としての使命感や専門的知識、実践的指導力等に関する資質や能力の養成に努めてまいります。

●議長小関勝教君 4 番、川上美樹議員。

●4 番川上美樹議員 自席から再質問をさせていただきます。

大綱 1 点目について再質問いたします。

認知症対策の部分ですが、認知症が疑われた時に、高齢者本人だけでなく、家族に対して離職を避けるためにも、あわてることなくどのように対処、準備していくべきか等、もっと市民が認知症に対する高い意識をもって

いただくことが必要かと感じますが、このことにつきましては、どのようにお考えか市長に伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 川上議員の質問にお答えいたします。

認知症が疑われたときの対処についてであります。現在、地域包括支援センターや認知症カフェでの相談対応や、あるいは認知症サポーター養成講座や講演会等を行っている状況でございます。

今年度は、こうした対応に加え、認知症と疑われる症状が発生した場合に、本人、家族が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいのかなど、市民の皆様が不安なく対応できるためのガイドブックの役割を果たす、「認知症ケアパス」を作成し、その周知に努めてまいります。

●議長小関勝教君 次に移ります。

2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員（登壇） 2016年第2回定例会にあたり、大綱2点について、市長に質問いたします。

1つ目の質問です。自衛隊駐屯地について伺います。

昨年9月19日に安保法制、戦争法が国会で強行採決され、今年3月29日より施行されており、美唄駐屯地の自衛隊員の方々も、これまで以上に大変な思いをされているかと思えます。

先月23日に、鹿追町の自衛隊然別演習場で実弾誤射事故が起こったのは、記憶に新しいところです。美唄市にも自衛隊の駐屯地がありますので、全く関係のない話とは言えない

ことかと思えます。

先日、駐屯地のすぐ近くの住民から自衛隊の駐屯地から発砲音のような大きな音が聞こえて、市役所に問い合わせたといった相談をいただきました。確認いたしましたところ、先月26日のことだそうです。23日に然別での実弾誤射事故があり、大きく報道もされていたころですので、非常に不安に思われたことかと思えます。その方に伺ったところ、役所に問い合わせた後、美唄駐屯地から直接その方に電話にて説明があったとのこと。説明があったこと自体は良いことかと思えます。ですが、市への問い合わせに関しては、その内容を市で確認・把握し、責任を持って、市から説明をするべきではなかったのではないのでしょうか。相談された市民の方は、今回の然別の事故のこともあるのか、市と自衛隊との間での訓練等に関して、どういった取り決めをされているのかということも、心配をされていました。どのような訓練が行われているのか、市で把握をされているのかを伺います。

あわせて、その方は駐屯地の近くに住んでいらっしゃるようですので、自衛隊のヘリコプターについても相談をされています。民家の上空を飛行し、騒音の被害と、ひょっとしたら墜落ですとか、何らかの事故が起こるのではないかと不安になるとおっしゃっていました。そこから、飛行の頻度がどの程度なのかですとか、飛行ルートがどうなっているのか、過去から今まで同じルートを飛行しているのか、そういったことを市で把握していらっしゃるのでしょうか。

また、住民への配慮として、市から民家の

上空を飛行しないよう、ルートの変更等を要請する、こういったことをこれまでされてきているのでしょうか。されてきていないのであれば、これからそういった要請ができないのかを伺います。

2つ目の質問です。市内のバス通りの整備について伺います。

先日、北海道新聞で、国土交通省が道内の赤字バス路線への補助金を来年度から減らす可能性があるとの報道がされていました。後日、撤回はされたようですが、札幌への高速バスである高速美唄号が4月に廃止され、さらにはJR北海道のSスキップフォーも廃止されていますので、市民の足、移動手段が削られていく一方となっています。せめて市内のバスについては、しっかりと路線を残していただき、これ以上、移動手段がなくなっていくことがないようにしていただきたいと考えています。

そこで、美唄市内のバス路線、主に主要幹線道路かと思うのですが、こちらの整備状況についてまず伺います。

また例年、春先になりますと、今年も同様にあつたように、雪が解けはじめ、凍上により各地の道路状況があまりよろしくない状況になるかと思えます。単に路面状況がよろしくないことで通行しにくくなることもありますが、それも含め、介護施設等の送迎の際ですとか、高齢の方で骨粗鬆症の方ですと、路面が悪いことによる車の振動で、骨折されてしまうこともあると聞いています。車通りも多く、特に、介護施設の送迎の車等も主に利用されるであろうバス路線、主要幹線道路の冬期間の損傷の補修は、どのようにお考えで

しょうか。

あわせて、バスの停留所の整備についても伺います。現在、市内を運行しているバスのバス停について、除雪や草刈り等の整備については、どのような対応をされていらっしゃるのでしょうか。

また、市内の一部のバス停において、私が見たところ、ベンチなどが設置されているところがあります。バスが来るまで座って待つことができるようになっているところがありますが、あくまで一部でございます。ベンチがあるのとないのとでは、バスの利用のしやすさは変わってくるものと考えます。特に、私がよく行く南美唄地区のように高齢者が多いところだと、ベンチがあれば非常に助かる方も多くいるのではないかと思います。現在、ベンチが設置されていないバス停において、今後、ベンチ等のものが設置される予定はありますでしょうか。こちらをお答えいただきたいと思えます。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、自衛隊駐屯地について、周辺住民への配慮についてであります。5月26日に、駐屯地の発砲音に関する問い合わせが市にありましたが、市としては把握をしていないことから、駐屯地へ確認したところ、「通常訓練として空砲を発射した」とのことでありました。

なお、問い合わせされた方に対しましては、駐屯地から直接説明するとの回答を受けたところであります。

次に、市と自衛隊との取り決めについてで

ありますが、大規模災害等に関する協定は締結しておりますが、訓練等に関する取り決めにつきましては、防衛機密などの関係から行っていないところであります。

次に、ヘリコプターについてであります。毎年 10 月に行われている自衛隊協力団体を対象とした体験搭乗以外は、機密扱いとなっていることから、市への連絡はないところであります。

また、飛行ルートにつきましては、把握してないところであります。高度 750 メートル以上で飛行し、市街地では低空飛行を行ってはならず、離発着にあたっては、民家の上空を避け、山沿いから進入していると伺っているところであります。

次に、市内のバス通りの整備について、市内のバス通り（主要幹線道路）の整備状況と冬期間の損傷の補修についてであります。市内のバス通りの整備状況につきましては、市民バスは主に幹線道路を利用して運行しており、あかしあ通り、三井通、翠明通など、バスが利用している幹線道路の整備は、ほぼ終えているところであります。

また、冬期間の損傷の補修についてであります。例年、融雪期に凍上の影響により損傷を受ける道路の路面管理は、市において適時、道路パトロールを行い、車両などの通行に支障のないよう、土のうの設置、舗装での穴埋めなど、段差解消に努めております。今後におきましても、バスや一般車両が安心して通行できるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 暫時休憩いたします。

午前 10 時 31 分 休憩

午前 10 時 50 分 開議

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉岡建二郎議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

バス停留所の整備についてであります。市民バス東線につきましては、その運行は業務委託となっており、除雪と草刈りにかかる業務内容として、除雪につきましてはその都度、草刈りににつきましては、状況に応じて年に数回、行っているところであります。

また、市民バス西線につきましては、フリー乗降となっていることから、除雪等は行っていない状況であります。

次に、ベンチ等の設置状況についてであります。現在は美唄駅、市立美唄病院、労災病院、アルテピアッツァ美唄、コアビバイの停留所に設置されております。

ベンチ等の設置につきましては、今後予定しております。市民バス運行に関する市民説明会等の場においてご意見をいただきながら、その設置について検討してまいりたいと考えております。

なお、南美唄地区につきましては、美唄自動車学校が運行しているバス路線となりますことから、市民の皆様方からいただきましたご意見を踏まえ、美唄自動車学校と協議をすることとしております。

●議長小関勝教君 2 番、吉岡建二郎議員。

● 2番吉岡建二郎議員 自席より再質問いたします。

自衛隊駐屯地についてであります。美唄駐屯地で行われる訓練の日程や内容について、事前連絡等で、市は把握していらっしゃるのでしょうか。突然、今回のように大きな音がするというようなことだと、やはり不安に思われる方もいらっしゃると思いますので、事前に把握できるのであれば、周辺住民へお知らせすることはできないでしょうか。今回、市へ問い合わせた方も市を信頼して相談をされたのですから、市でどういう状況かわからないので、自衛隊から説明をするということでは、余計に不安をあおることになったのではないかと思います。訓練等の実施にあたり、周辺住民への周知等、事前連絡が可能であれば行っていく必要があると考えるのですが、その必要性については、市はどのようにお考えかを伺います。

また、ヘリコプターの飛行ルートについてですが、今回、相談をいただいたように、気にされている市民の方、不安に思っている方がいる以上、市民への説明を市が行っていく必要があると考えます。市として、自衛隊に資料等で飛行ルートの確認をし、安全性を担保するための確認を行うことはできないのかを伺います。

また、市内のバス通りの整備についてであります。ご答弁いただきましたように、私も安心して通行できるよう、万全を期していただきたいと考えます。バス停につきましても、今年の1月のように、特に雪が降り続いていたようなときも除雪されておりましたので、除雪にあたられた方々が大変苦労された

のではないかと考えております。主要幹線道路について、バス路線については非常によくわかりました。しかし、バスが通る道路は主要幹線道路だけではありません。特に、南美唄地区のように道路の幅員が狭く、車両が交差できないような道路でも、バスが通行しています。さらにそういった道路ですと、凍上の影響による段差がひどく見受けられます。例えばですが、そういった道路の交差点の部分を拡幅して、車両がすれ違えるようにするとか、凍上を防止するために、改良工事を行うといった整備計画はありますでしょうか。この点について伺います。

● 議長小関勝教君 市長。

● 市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、訓練の事前連絡等についてありますが、駐屯地におきましては、日々、通常訓練を行っており、その内容等につきましては機密扱いとなっていることから、市への事前連絡はないところであります。

なお、通常訓練におきまして、発砲音が発生する場合や発煙筒を使用する場合などは、周辺住民からの問い合わせ対応のため、南美唄駐在所並びに消防本部へ連絡していると伺っておりますことから、今後は、市への問い合わせに対応するため、同様に連絡をいただけるよう駐屯地へ要請してまいりたいと考えております。

次に、ヘリコプターの飛行ルートについてありますが、開示はできないものと確認をしているところでございます。

次に、主要幹線道路以外の整備計画についてありますが、地域からのご要望により、

現地を確認し、傷みが特にひどいものから優先して整備を実施しているところであります。

なお、南美唄地区の道路につきましては、幅員が狭く、車両の交差が困難、凍上の影響で路面が傷んでいることは承知しているところでありますが、今後も交通に支障のないよう適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

5番、楠徹也議員。

●5番楠徹也議員（登壇） 平成28年度第2回定例会にあたり、大綱2点について、市長にお聞きいたします。

初めに、大綱1点目の農業行政についてであります。

本年4月に発生しました熊本地震では、震度7が2度も計測され、その後も余震が1,000回を超え、大きな被害が出ております。被災された皆様が、一刻も早く通常の生活に戻れるようお祈りするところであります。

熊本県は、平成26年度の農業産出額が3,283億円となっており、全国で6番目の農業県です。この地震による農業被害は1,000億円を超えたと言われております。こうした災害でも、国民が安心して生活するためにも、食料基地といわれる北海道、また、基幹産業が農業である本市の役割は、極めて重要です。このようなことから、私も農業者の一人ですが、消費者に安全で安心な農産物を安定的に供給することが農業の役割だと考えます。そのためには、農業の生産性を向上させることや、比較的災害が少ないと言われている空知地方ですが、今後、災害に見舞われた時の迅速な対応が、不可欠になってくると考えてお

ります。

そこで、2点お伺いいたします。

1つ目は、近年、米、麦、大豆のほかに、なたねの作付けも増加しているようですが、こういった土地利用型作物のほかに、アスパラ、ハスカップなどの園芸作物の本市の農用地における農産物作物別策定状況について伺います。

2つ目は、大規模な災害が発生した場合、農業用施設や生産設備など、施設等の復旧に向けて、どのような法律に基づいた措置があり、その対象や復旧方法、補助内容等はどのようになっているのか。また、災害発生から復旧まで、どのような流れ、対応になるのか。あわせて、こうした事業に対する市の体制を伺います。

次に、大綱2点目の防災行政についてですが、大綱1点目で熊本地震について触れましたが、本市の防災計画では、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するときなど、市長が必要と認めた時に、庁舎大会議室に災害対策本部を設置する計画となっております。災害対策本部は、被害の状況の把握、被災者の保護、公共施設の復旧等、極めて重要な役割を担うものと考えておりますが、このたびの熊本地震のような大規模な地震が発生した場合に、災害対策本部を設置・計画している本庁舎の構造耐震指標はどのようになっているのか伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 楠議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、災害による農業施設等の復旧対応についてであります。

地震、大雨、冷害など異常な自然現象による農業被害で「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に定める一定の事象により生じた農地、農業用施設及び共同利用施設被害等につきましては、国の補助を受けて被災施設等の原型復旧または被災施設の従前の効用を復旧するための「災害復旧事業」を実施することができます。

対象となる施設は、農地は、田、畑など耕作の目的に供される土地であり、農業用施設は、用水路、ため池、揚水機場、農道などの施設、共同利用施設は、農業協同組合、農事組合法人などが所有する倉庫、加工施設、育苗施設などとなっております。

この事業の基本補助率は、農地が50%、農業用施設が65%、共同利用施設が20%となっておりますが、農地及び農業用施設につきましては、関係農家1戸当たりの事業費に応じて、かさ上げの措置があり、最大で農地90%、農業用施設100%の補助率となっております。

また、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定を受けた場合は、農地及び農業用施設とも、別に補助率のかさ上げ措置があるほか、共同利用施設につきましては、30%から90%までのかさ上げ措置があります。

このほか、過去に例がない甚大な気象被害の場合には、農業者が所有する農業用の施設や機械、設備等を対象とした「被災者向け経営体育成支援事業」があり、農業用のハウスや格納庫等の再建や修繕、トラクター、田植え機等の再取得や修繕に要する経費に対して、国費分で10分の3以内の補助金交付となりますが、熊本地震など特に甚大な被害の場合

には、補助率が2分の1以内にかさ上げされております。

次に、災害の発生から復旧までの流れについてであります。災害発生時には、市町村は北海道の農業被害報告要領に基づき被害状況を把握し、北海道に対して被害報告を行うとともに「災害復旧事業」におきましては、各事業実施主体が復旧計画、計画概要書を作成して国の現地査定を受け、復旧事業費が確定します。

その後、補助金交付申請、工事実施、竣工検査を経て復旧工事の完了となりますが、必要に応じて被害軽減のため、査定前に応急工事が行われる場合があります。

また、「被災者向け経営体育成支援事業」は、市町村が事業要望を取りまとめて被災農業者経営支援計画書を作成し、計画の承認、予算配分を受けた後、補助金交付申請、事業実施、竣工検査、事業実績報告を行って事業完了となります。

次に、これらの事業等に対する市の体制につきましては、災害発生時は、市災害対策本部のもと、防災計画に基づき、経済部農務班が農業被害を調査し取りまとめ、市災害対策本部及び空知総合振興局農務課へ報告を行います。

農業被害に関わる「災害復旧事業」のうち、市が管理している基幹排水路、排水機場、認定農道につきましては、農林整備課が所管しており、復旧計画の策定や、国・道への申請事務、工事実施などの対応を行います。

なお、被害状況により特殊な工法対応が必要な場合は、北海道が事業実施主体となる場合があります。

また、農地の災害復旧につきましては、被害面積規模等によって、市や北海道が事業を実施いたします。

「被災者向け経営体育成支援事業」は、農政課が事業要望者のヒアリングを実施の上、支援計画書を作成し対応することとなります。

次に、防災行政について、防災計画における災害対策本部についてであります。市庁舎の構造耐震指標につきましては、昭和56年に改正された建築基準法に基づく「新耐震基準」において、震度6強から7の地震時を想定し、構造耐震指標を算出することとなり、耐震性能が確保される構造耐震指標は、0.810以上と示されております。

なお、平成26年度に行った耐震診断では、各階で耐震指標に違いはありますが、0.157から0.472となっており、国の基準では、地震の振動及び衝撃に対して、倒壊し、または崩壊する危険性が高いと示されております。

なお、本市の農用地における農産物の作物別作付け状況につきましては、経済部長から答弁させていただきます。

●議長小関勝教君 経済部長。

●経済部長市川厚記君 本市の農用地における農産物の作物別作付け状況につきましては、私から答弁をさせていただきます。

本市の農産物作付け状況は、農林水産統計公表の平成27年産状況で申し上げますと、水稲が3,930ヘクタール、小麦が2,030ヘクタール、大豆が1,470ヘクタール、なたねが42ヘクタールとなっております。

ハスカップは各農協に聞き取りしたところ、平成27年産が13ヘクタール、同じくアスパラガスは、40ヘクタールとなっております。

●議長小関勝教君 5番、楠徹也議員。

●5番楠徹也議員 自席より2点、再質問させていただきます。

1点目は、作物別作付け状況についてですが、本市の特産品でもあるアスパラ、ハスカップについてですが、ハスカップは、生産面積は若干でありますが増加傾向にあるようですが、アスパラについては、収穫作業の労力、人手確保が厳しく、作付けをしたくても収穫のことを考えると、面積を増やすことができないと聞いております。集荷期間はアスパラでは春どりの露地栽培では、1月半、ハウスの立茎栽培でも100日ほどで、ハスカップでは1カ月ほど作業期間が短く、条件が合わないということで、人が集まらないそうですが、市としてどのような状況か把握しているのか、また何か支援を考えているのかを伺います。

2点目は、防災行政についてですが、本庁舎は、震度6強から震度7の地震で、倒壊または崩壊する危険性が高いということですが、市長の公約の中でも、市役所被災時の対応として、新しい公営住宅敷地内に防災センターを設置するとしています。しかし、災害はいつ何時発生するかわかりません。防災センターが完成する前に、大規模な地震が発生すると、現在の庁舎では、建物としての機能を失い、災害対策本部としての役割を果たせないことは想定しやすいことです。先の新聞報道では、災害時の業務継続計画の記事がありましたが、美唄市は代替庁舎の特定はしているとのことでしたが、どこの建物なのか。市役所庁舎が損壊した場合の職員の初動はどのようになっているのか。さらに、被災直後から円滑に業務を続けるための対応を定めた業務

継続計画の策定について伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 楠議員の質問にお答えいたします。

初めに、収穫作業の労働力についてであります。市内の農協に伺ったところ、各作物につきましても、生産者が熟練の方を一定程度確保されている場合もあります。経営規模や家族労働力などの状況によっては、労働力が不足していると伺っております。

このことから、ハスカップの労働力確保につきましても、これまでも、市と美唄市農協が連携して、市内の福祉施設やシルバー人材センターからの派遣を得て確保に努めてきたところであり、また、アスパラガスにつきましても、美唄市農協が行う農作業パートの募集におきまして、生産者から、年間数件の申し出があると伺っております。

なお、市の特産品として、ハスカップ、アスパラガスとも収穫量の確保、増加を目指して、作付け拡大の支援事業を実施していることから、引き続き、農協や生産者の方々との情報交換を行って現状を把握し、労働力確保の方策につきましても、検討してまいりたいと考えております。

次に、災害対策本部としての代替庁舎についてであります。現在、耐震性能を確保している消防本部、または総合体育館を想定しているところであり、

次に、市庁舎が損壊した場合の職員の初動についてであります。「美唄市地域防災計画」や「災害時の職員活動マニュアル」などにより、職員の配備体制及び災害時の業務分担を整備したところであり、

次に、業務継続計画についてであります。大規模災害時には、行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源が制約される状況となることが想定されますことから、そのような状況下におきましても、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順を定め、必要な資源を確保して、一定の業務を適切に行わなければならないと考えておりますので、今後、「美唄市地域防災計画」を補完する「業務継続計画」の策定に取り組んでまいります。

●議長小関勝教君 次に移ります。

1 番、森川明議員。

●1 番森川明議員（登壇） 平成 28 年第 2 回定例会にあたり、大綱 4 点、8 項目について市長、教育長に質問をいたします。

その前に、経済問題ですけれども、平成 25 年からはじまったアベノミクス、現状は、大手企業に最高益の恩恵、中小企業は打撃を受け、企業が失速し、利益格差が最大となっております。非正規労働者が急増し、労働者の実質賃金 5 年連続マイナス、個人消費は 2 年連続減少しています。地域ではプラスにはなっておりません。働けど不安が尽きない、こういう状況で、22 日に公示される参議院選挙も、その点が争点になると思います。

政治問題、舛添要一氏の件、不適切支出には全く嫌になりました。政治とカネで、やっと退場となったのですが、強気で自尊心のみが強く、往生際の悪さ、延命策を図り、あがき続けた態度、国民、都政への信頼を深く傷つけた点、あきれかえっています。逃げ得は許されません。今後の追求が必要です。

また、もう 1 人、甘利明当時大臣の件、私

と同じ明ですけれども、権力をちらつかせ、契約に関して口利きしました。お礼の金を取る、あっせん利得処罰法違反、起訴はしないとなったものの、大学教授らは「典型的な犯罪」と、検察審査会に、口利きし金をもらったということが確かで、審査を申し立てました。もともと睡眠障害として地下にもぐり、国会を休んでいたのが、不起訴とした途端に活動を再開し、国会では、国民に説明は一切なし、居直っています。また、黒塗りのTPP文書も釈明できず、情けない限りで、これも追求を緩めるわけにはいかないと考えています。

もう1つは、北海道新聞は大きく取り上げました。また、先ほどの質問でも触れられておりました鹿追町の陸上自衛隊演習場での空砲を使う訓練中に、実弾が9人全員に配布され、79発発射し、2人が軽傷を負った事件です。死者を出す可能性もあり、これでは戦場と変わりません。陸幕長、さらにOBは「あり得ない事件である」とコメントしていますが、疑問が深まり、深刻な事態です。規律の緩みが根底にあるようで、原因等、徹底究明し、再発防止が求められています。

それでは質問に入ります。

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

●議長小関勝教君 議事進行発言がございましたので、これを許します。

●8番山崎一広議員

●議長小関勝教君 議事整理のため、暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午後1時30分 開議

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの山崎議員の議事進行発言について、改めて、山崎議員から発言を求められておりますので、これを許します。

8番、山崎一広議員。

●8番山崎一広議員 先ほど、森川議員の一般質問の途中におきまして、議事進行発言を行いました。私の発言については、取り消していただきたいと思っておりますので、議長において、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

●議長小関勝教君 ただいま山崎議員から発言のありました議事進行の取り消しについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

一般質問を続けます。

1番、森川明議員。

●1番森川明議員(登壇) 大綱1点目は、観光行政についてです。

(1)として、樺戸道路の観光活用についてです。

過日、観光づくりに、囚人によって開削された樺戸道路、通称峰延道路と言っていますけれども、活用が進んでいると、同僚議員から電話がありまして、大変うれしく思いました。大いに期待しています。といいますのは、平成20年第2回定例会において、樺戸道路、

三笠一月形間をその歴史から、北海道遺産かムラの宝物に認定し、さらに桜の木を植樹し、桜ロードを建設すべきと、三笠市、月形町、岩見沢市、当時の北村、そして美唄市の観光協会、商工会議所、町内会等連携し、実施すべきということで、質問をしてきた経緯があるからです。

北海道遺産につきましては、当時既に平成13年10月に25件、平成16年10月に27件、合計52件が認定され、それ以上は増やさないとのことでした。地元の観光を生かし、周遊ルートづくりに今後の樺戸道路観光取り組み等、次の点について伺います。

①は協議会の経過と今後の計画について

②は北海道と協議し、要所に桜の植樹というのにはできないものかどうかという点です。

大綱2点目は、道路行政についてです。

(1)として、国道12号4車線化についてです。

99億の予算で進められている国道12号4車線化。当初計画は、平成20年用地確定、21年用地買収、22年工事実施、20年代後半に完成という見込みでしたが、大幅な遅れとなっています。

現在、やっと三笠市岡山から峰延市街地までの1.2キロが完成しました。

さらに、光珠内南の市道西27線から市道西26線までの600メートルの改良舗装工事が進められてはいますが、進徳、光珠内北・南の一部、函館本線の跨線橋、そして峰延市街地は残されたままです。光珠内跨線橋につきましては、JR北海道と協議が進められているようですが、峰延市街地は全く進んでいません。問い合わせが非常に多いだけに、詳細な

設計、施工計画、そして着工年度、概要、事業費等を示し、完成計画予定を具体的に明らかにすべきです。

高速道路の通行止め等があった場合は、交通渋滞は想像以上のものがあります。ノロノロ運転にはイライラもしてくるのです。その緩和、また、消防、救急医療の搬出等、影響もありますので、市の地域活性化を図る上で、早期実現のため次の点を伺います。

①現在の進捗状況について

②峰延市街地の除雪対策、また、各商店の駐車場の確保等の対策について

③函館本線跨線橋の計画についてです。

(2)として、道道美唄富良野線についてです。

平成32年度開通予定まで、あと4年となりました。過日、富良野に行ったときに、芦別三段の滝手前に通行止めの道道美唄富良野線がありました。中には入ることはできませんでしたが、芦別側からも工事がかなり進んでいるようです。情報も含め、次の点を伺います。

①現在の進捗状況

②盤の沢、我路の道路拡張についてです。

大綱3点目は、農業行政について、(1)として、耕作放棄地についてです。

作物として1年以上栽培せず、今後数年間、耕作の予定のない土地を耕作放棄地と言っていますけれども、農水省は、平成27年10月30日にその面積を公表しました。

内容は、全国で約27万3,000ヘクタール、全道で3,587ヘクタール、空知は116ヘクタールとなっています。この耕作放棄地については、平成21年に全体調査を行っており、平

成 21 年第 2 回定例会で、対策等を質問した経緯がありますが、当時は全国で 28 万 4,000 ヘクタール、全道 7,407 ヘクタール、空知が 245 ヘクタール、美唄は 3.8 ヘクタールであり、比較をしますと、全体的に減少してきております。この件について、次の点を伺います。

①市の平成 27 年調査の実態

②耕作放棄地解消対策協議会の経過

③再生利用可能に向けた今後の対策についてです。

(2) として、耕作放棄地の固定資産課税の増額についてです。

平成 29 年度から実施する耕作放棄地の固定資産税の増税を 1.8 倍引き上げる改正地方税法が 3 月末に成立し、農水省も対策を強化しております。理由は、耕作放棄地保有の負担を増やすことで、貸与などの有効活用を促す効果があると見ているからです。政策的な面では、安倍政権によって推し進められてきました農地の集積化の成果があがらず、批判されている現状にも関連しています。対象は農地中間管理機構としての農地集積バンクで、農業委員会は、年に 1 回、利用状況を調査していますので、市が把握している現状について伺います。

①増額となる面積と市の農地集積バンクの面積について

②農業委員会の農地利用状況調査の対応についてです。

大綱 4 点目は、教育行政について、(1) として教科書謝礼問題についてです。

教科書謝礼問題は、前回、質問をした経緯がありますが、道教委で調査中であるということ、結論が出ないということから、答弁

はもらえませんでしたので、再度、質問をいたします。

その後、マスコミ等で調査が終了したとの報道があり、調査結果は、教科書会社が検定中の教科書を、校長、教頭、教員らに見せて意見を聞き、謝礼を渡していた点が、文科省の報告で、延べ 1,009 人も関与しており、閲覧した教科書が新規に採用された例も 99 件あり、北海道は其中で最も多く、441 人にもなっています。ちなみに、大阪府は 327 人、東京都は 316 人です。

特に文科省と道教育委員会は、後の教科書採択の影響は確認できず、影響なしとの判断、これは全く理解しがたい状況で、疑問が解消されていません。

また、道教委の調べた校長ら延べ 500 人のうち、約 7 割が検定中の教科書を外部に見せてはならないとの文科省の規則を知らなかったというのは驚きです。

学校教育の基盤となる教科書の採択は、透明性、公正性が求められ、不当な横やりが入らないように定めているのがこの規則であるわけです。次の点を伺います。

①市の実態

②謝礼を受けていた校長、教頭など管理職の数、一般職、退職者の数、処分状況

③教科書採択に影響がなかったとの判断を、どのように受け止めているのか

④教育者としてモラルの欠如が浮き彫りになったことを、どう考えているのかという点です。

(2) として、体力テストの取り組みについてです。

小学校 5 年生、中学校 2 年生対象の全国体

力テストの結果が公表され、空知管内は全道を下回り、市の実態も、全道と比較すると、ほぼ同様の結果となったということです。

体力や運動能力の向上は、家庭学習における生活習慣の定着が欠かせないわけですが、特に、特色ある学校づくりについて次の1点について伺います。

① 1校1実践の具体的な内容です。

(3)として、児童、生徒の肥満対策についてです。

文科省は、学校保健統計調査で、平成27年度、5歳から17歳のすべての年齢で、北海道の肥満傾向にある割合が、2年連続して全国平均を上回っていると公表しました。

道産子は依然としてぽっちゃり超えの実態にあり、特に雪による運動不足で肥満になりがちで、運動習慣を身に付ける取り組みが必要となっているわけです。

釧路市は、全道35市で初めて、予防の健康診断「キッズ健診」を札幌医大の協力で行い、肥満を抑制するというねらいで取り入れました。

次の点を伺います。

①市の児童、生徒の肥満状況と対策

②学校保健統計調査の内容

③大学の協力による「キッズ健診」等、検討する考えがないのかという点です。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、観光行政について、樺戸道路の観光活用についてであります。協議会設立の経過につきましては、昨年11月に北海道観光振興機構から、樺戸道路にまたがる美唄市、

岩見沢市、三笠市、月形町や空知総合振興局関係部局に対し、機構が奨める広域観光推進事業を活用した「樺戸道路を活用した観光周遊ルートづくり事業」の提案があったところであります。

これを受け、本年1月に、本市において4市町と空知総合振興局道路管理部局を含めた関係部局で、広域で取り組む観光周遊ルートの形成の意義やPRするためのツール、有効性などについて意見交換を行った結果、具体的な事業を進めるため、協議会を設立することで合意したことから、本年3月に各市町の観光協会や農協などのほか、オブザーバーとして炭鉱の記憶推進事業団も加わり、4市町、空知総合振興局関係部局のほか、10団体で構成された「樺戸道路を活用した観光周遊ルートづくり」協議会が設立されたところであります。

次に、今後の協議会の事業計画についてであります。6月から7月は、各地域の歴史・産業・文化についてのテーマやストーリーを取りまとめた周遊ルートの素案を策定し、8月から9月は、素案ルートを旅行会社関係者や歴史やサイクリングに携わる学識者のほか、海外からの留学生などを対象としたモニターツアーを実施し、意見などを反映したルートの改善を図り、10月から12月は、策定したルートをもとに、多言語に対応した広域の観光案内マップを作成する予定であります。

次に、桜の植樹についてであります。協議会の事業計画の策定過程で、樺戸道路沿線の桜等の植樹について議論はありましたが、当該道路用地不足による民地活用や、農地に与える影響などから、地域住民の合意や予算

の確保のほか、維持管理などの課題の整理が必要として、見送られたところであります。

次に、道路行政について、国道12号4車線化についてであります。現在、市道光珠内西21線から、市道西21線のうち、約900メートルの区間において、改良工事を実施中で、北海幹線用水路の函渠工、中の沢川の函渠工及びこれに伴う国道の仮道工事に着手しております。

現在の進捗率は、峰延道路全体事業費に対し、平成27年度末で約52%と伺っております。

次に、峰延市街の除雪対策と各商店の駐車場対策についてであります。国が示している計画は、現行用地内での4車線化であり、これにより車道が広がり、国道としての規格は満たしているものの、現状より歩道が狭くなることとなりますので、これによる除排雪に対する不安など、地域懇談会などの場で、地域住人の一部の方よりご意見をいただいている状況でございます。

市としましては、美唄市国道整備事業促進期成会と連携を取りながら、冬期間における道路の安全をはかり、通行に支障のない除排雪を行うよう国に働きかけてまいりたいと考えております。

また、各商店の駐車場につきましては、各商店主の皆様の意向によって駐車スペースを確保していただくことを基本に、皆様方のご意見を十分にお伺いしたいと考えております。

次に、光珠内跨線橋につきましては、今年度にJR北海道が、工事実施時に支障となる物件移設の設計を実施する予定と伺っております。

いずれにいたしましても、国道12号の4車線化は、峰延市街及び光珠内市街における交通混雑、交通事故の低減を図り、安全性の向上などの効果が期待されていることから、今後も期成会とともに、早期完成に向け要望してまいりたいと考えております。

次に、道道美唄富良野線についてですが、整備の進捗状況につきましては、開発道路区間の美唄ダムから、国道452号までの18.5キロメートルのうち、平成27年度末現在、美唄工区が4.4キロメートル、芦別工区が9.9キロメートル、合わせて14.3キロメートルの改良整備を終え、改良延長といたしましては、約77%となっており、北海道では、平成32年の開通を目指し整備を進めていると伺っております。

また、美唄国設スキー場から美唄ダムまでの約5キロメートルの区間につきましても、開発道路区間の開通に合わせて整備を行う計画であると伺っているところであります。

なお、盤の沢、我路間の道路拡幅計画につきましては、路肩が狭い状況ではありますが、車道が2車線確保されていることから、北海道では、当該区間につきましては、美唄国設スキー場から、美唄ダムまでの区間の整備が終えた後になると伺っているところであります。

次に、農業行政について、本市における耕作放棄地についてであります。「耕作放棄地調査」は、平成24年から「荒廃農地調査」に名称変更となりましたが、いわゆる耕作放棄地は、農業委員会との合同調査で、平成27年度は2.6ヘクタールと把握しております。

次に、「美唄市耕作放棄地解消対策協議会」

についてであります。現在、この協議会は解散しており、新たに、耕作放棄地の解消を図るため、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業の事業実施主体となる要件を満たした「美唄市耕作放棄地対策協議会」を設立したところであります。

この協議会は、市内3農協、農業委員会、北海土地改良区、空知中央農業共済組合、空知農業改良普及センター及び市の8団体で構成し、耕作放棄地の実態調査や再生利用に関する取り組みの検討、事業の推進などを行っており、国の事業により、これまでに2地区、87アールの再生利用を実施したところであります。

今後も耕作放棄地の発生防止等に引き続き取り組むとともに、再生利用の事業の活用につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、税制改正により税負担増となる農地の面積についてであります。耕作放棄地2.6ヘクタールのうち、半分は農業振興地域外で負担増の影響は受けない農地であるほか、残りの半分につきましても、基盤整備事業により耕作を再開し、耕作放棄地状態を解消する見込みであることから、現状では税負担増となる農地はないものと考えております。

また、農地集積バンクにつきましても、平成27度に1件、2.3ヘクタールが耕作者へ貸し付けられ、耕作されております。

次に、農業委員会の農地利用状況調査につきましても、農地パトロール実施要領に基づき、農業委員会が主体となって、年1回、すべての農地を対象に実施されますが、農政課職員も同行して、あわせて「荒廃農地調査」

を行い、情報を共有しているところであります。

農地利用状況調査後の対応としましては、農業委員会が報告・検討会を開催し、現状と課題を整理するとともに、事後手続きの対応について協議し、農地法に基づき、現に耕作の目的に供されていないと判断された農地につきましても、農地所有者等に対して「利用意向調査」を行い、自ら耕作する、農地中間管理機構を利用する、貸付を行うなどの対応予定を把握し、その後、意向調査で意思表示したものの履行されていない場合や、意思表示自体がない場合は、農業委員会は、所有者に対して、農地中間管理機構と協議するよう勧告することとなっております。

この勧告が行われますと、農地の固定資産税の税額が上がるという制度となっております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

検定中の教科書の閲覧についてであります。本年3月に公表された北海道教育委員会による調査の結果、本市では、教科書会社から金銭を受領した者は2名おり、受け取った金銭については、2名ともに教科書会社に返還しております。

次に、北海道教育委員会が行った処分の状況についてであります。報道等によりますと、本年3月30日付けで、教頭1人を1カ月10分の1の減給、校長ら5人を戒告の懲戒処分とし、145人を訓戒、104人を所属長指導としております。

次に、教科書採択結果への影響についてで

ありますが、北海道教育委員会の調査結果では、教科書を採択する際、特定の教科書を推薦するような説明や発言はなく、採択に影響を及ぼした形跡は認められないことを確認したとしております。

次に、教員の認識についてであります。教科書会社から謝礼を受け取るという行為は、地方公務員法で禁じられている信用失墜行為に当たる可能性や服務規律に抵触することになり、懲戒処分の対象となることを教育公務員として認識していなければならないことは、申し上げるまでもありませんが、この基本的な認識が不足していたと痛感しております。

教科書会社側の問題もあるものの、教員一人ひとりが教育公務員としての自覚を一層深めなければならないと考えております。

北海道教育委員会では、調査結果を踏まえ、教科書採択が公平かつ適正に実施されるよう、その仕組み等について周知徹底するため、啓発資料を作成・配付することとしております。

市教育委員会といたしましても、各学校で職場研修を実施し、認識を深めていただくよう指導してまいりたいと考えております。

次に、体力向上に向けた1校1実践の取り組みについてであります。小中学校においては、子どもたちの体力・運動能力の状況を的確に把握、分析し、学校としての体力・運動能力向上のための方策を計画するとともに、学校全体としての取り組みを進めていくことが必要であります。

このことから、各校においては、体力向上や運動習慣の定着等に向けて、「1校1実践」と称して、自校の特色を生かした創意工夫ある実践に取り組んでいるところでございます。

本市の小中学校で実践している具体的な内容を申しますと、小学校では、「体育の授業での縄跳びや持久走の取り組み」、「休み時間での全校遊びやパークゴルフ」などがあります。また、中学校では、保健体育の授業において、新体力テストの項目やエアロビクスを取り入れた運動などを行うとともに、部活動への積極的な加入についても呼びかけているところでございます。

日常的に体を動かす習慣づくりについては、学校だけで育まれるものではないことから、食事や睡眠などのよりよい生活習慣の定着に向け、家庭への啓発を継続してもいます。

次に、市内小中学校の児童生徒に係る肥満度に関する傾向と、その対策についてであります。はじめに、本市の状況につきまして、小学校5年生と中学校2年生を対象に行う「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、肥満に関する調査を行っておりますので、その調査結果について、平成27年度の状況を全国との比較で申し上げますと、小学校につきましては、男女とも、全国との比較における肥満傾向は高い状況になっております。中学校につきましては、男女とも、全国と「ほぼ同様」の状況となっております。

次に、学校保健統計調査についてであります。この調査は、学校における児童生徒等の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的とし、毎年実施されており、調査の対象は、幼稚園から高等学校までで、各都道府県の児童生徒数や学校数に応じ、抽出により調査実施校を決定しています。

調査事項としましては、身長、体重の発育状態や栄養状態、視力、聴力などの健康状態

に関する調査となっております。

この中で、肥満傾向についての分析が行われており、平成 27 年度の調査結果では、男子については 9 歳及び 10 歳、女子については 8 歳、12 歳及び 16 歳で肥満傾向が増加しております。

次に、「キッズ健診」についてであります。新聞報道などによりますと、釧路市では今年度から札幌医科大学との地域医療教育などで連携協定を締結し、小学校 5・6 年生を対象とした生活習慣病を予防するための血液、血圧検査と札幌医科大学の医師による診察を実施するほか、検査結果が判明してから家族ぐるみで数値を確認してもらい、必要な保健指導を行う予定とのこととあります。

「キッズ健診」の実施につきましては、検討の予定はありませんが、本市の児童生徒の状況においても、朝食の欠食や学習の基盤となる望ましい食習慣の定着などに課題がみられる状況にありますので、正しい生活習慣と運動習慣を身につけることや食育の取り組みを家庭との連携による学校全体での取り組みとして継続していく予定でございます。

●議長小関勝教君 1 番、森川明議員。

●1 番森川明議員 それでは、意見を含めまして、自席から再質問いたします。

1 点目の観光行政について、樺戸道路の観光活用ですけれども、樺戸道路を活用する観光ルートの確立に 3 市 1 町が協力し、地元の観光資源を生かすべく、活用計画等の答弁を聞きまして、ワクワクしてきました。

ここに 2 冊の本があるわけですが、
「樺戸監獄史話」、それと「樺戸監獄」という本です。これを読みますと、完成にはや

はり、囚人の汗と涙と血が混ざっているということです。樺戸道路の開削の目的は、樺戸と空知、三笠の関係の両集治監を結ぶ警備上の連絡道路であるということでした。両集治監ともに収容囚は 1,000 人を超し、大半は凶悪犯で、治安上、非常に問題がありまして、もし暴動が起きたら、他方の集治監の看守たちが急遽、鎮圧応援へ駆けつけるためにも、地盤の劣悪に関係なく、最短距離として、泥炭地の中に一直線の道路が完成したわけです。

峰延小学校には、市長も何度も見たと思いますけれども、「囚徒峰延道路開削之図」が保管されております。額縁が傷んでいたもので、新しいものを寄贈した経緯があるんですけれども、いずれにしましても、この図を見ましてびっくりしたのは、明治 19 年当時、既に電話線が架設されていた点、三笠、それから樺戸を結ぶ重要回線となっていたのには驚きでした。

現在の峰延の達布經由三笠までの道路、途中、山崎ワイナリーもありますけれども、当時とはルートが違っているというのを発見しました。達布山から月形に向かって左側、岩見沢市よりのところで真っ直ぐ行くと美唄のリンクス、ゴルフ場付近に到達するということとなりますが、そこに道路があり、沢が 2 つ、橋も弁慶橋と義経橋という名前が付いていたといえます。

よもやま話ですけれども、明治 40 年 6 月 11 日に大音響とともに墮落し、達布山山頂にあった風車式車屋も朽ち果てたそうです。しかしながら、弁慶橋というのは、まだ跡が残っていると伝えられております。

よく語り継がれているのは、月形の円山、

峰延は達布山にのろしを上げ、それを目標に沼を埋めて土盛りをした。そして一直線の道路をつくったという説があるんです。この2冊にもそれが何度も出てまいります。

しかしながら、市の白戸仁康先生、北海道史研究協議会会報 85 号、平成 21 年 12 月 10 日発行に、「峰延道路の測量・工事とのろしについて」という論文を發表しております。

市長もご承知と思いますけれども、ここにある「樺戸監獄史話」は、昭和 25 年發刊、昭和 42 年復刊ののろしです。この内容には疑問があるとしているんです。「空知分監沿革記」でも、わざわざ囚人を使ってのろしを上げ、夜間に観測する必要はなかったということです。たき火の記録もなし、しかし、のろしの正体はたき火が地域で語り草となって継がれてきて、それが流布されることになったと白戸先生は結んでいます。歴史というのは、調べれば調べるほど奥深く、興味があるわけなんです。

桜の木の植樹、土木現業所等の管轄になると思いますけれども、シラカバと一体化、これも見事なものとなると思います。

そこで、再度お伺いしたいと思いますのは、協議会の経過、あるいは事業計画と答弁がありました。比較として、ぜひ3市1町での三笠一月形間の駅伝だとか、マラソン大会だとか、あるいは市民サイクリング等のイベントを企画することはできないかどうか、何よりも開削に尽力した囚人たちに思いを馳せまして、このような企画を実現していただきたい。桜の植樹も再度、議論を願いたい。このように思うわけです。

実は、市長は記憶にないと思いますけれど

も、60年前、峰延から月形までに当時、青年会というのはものすごく多くありました。6区間たすきを継ぎましての駅伝というのが伝統的な行事であったんです。新聞にも出ました。いつの間にか青年団員が少なくなったために、断ち切れになってしまい、中止になってしまったという経過がありますが、6区間ですけれども、それはもう既に峰延一月形間は駅伝の実績があるということです。峰延一三笠間はないんですけれども、当時、私も中学を卒業して、すぐ青年団に入りまして、かなり走って練習していたんです。結局は補欠でした。走りたかったんですけれども、走るまでにはいかなかったんです。それだけ伝統ある青年団の駅伝大会が開催されていたということを一言付け加えておきたいと思います。

大綱2点目の道路行政についてです。

国道12号4車線化についての進捗状況、今後の計画というのを答弁でわかりました。函館本線の跨線橋、そして峰延市街地、これはどうも計画では最後まで残ってしまうというようですが、地域住民は、1年でも早く実現を願っているんです。特に峰延市街地は、現状のままの4車線化では多くの課題もあることも事実です。答弁にありましたように、多くの要求もあることも事実です。特に、住民の意見に耳を傾けていただきまして、国に対して、働きかけを強めていただきたい。期待をいたしております。

(2)の道道美唄富良野線の関係につきましては、盤の沢、我路、そして美唄国設スキー場から美唄ダム等の整備計画を順次やっていきたいということですが、今のところは開通していませんから車がないのですけれども、

開通すると、かなりあそこは車の量が多くなると危険な状況にもなるということが予測しておりますので、これも働きかけを強めていただきたい。再質問はありません。

3点目の農業行政についての耕作放棄地の関係です。

市の耕作放棄地の面積を知ることができました。年々その面積が減少してきているというデータがあります。これは良いことです。今回の調査で、農水省と空知振興局等での調査結果集約をいただいてまいりました。農水省調査は、平成27年10月30日付けで公表されております。全国で約27万6,000ヘクタール、平成22年度は29万2,000ヘクタールでしたので、1万6,000ヘクタール減少してきております。一体、都道府県はどういう状況かというので調べてみますと、多い方から鹿児島が1万9,631ヘクタール、長野が1万8,754ヘクタール、長崎が1万7,359ヘクタール、福島が1万4,828ヘクタール、千葉が1万2,815ヘクタール、岡山が1万2,751ヘクタール、続いて愛媛、大分、茨城が1万ヘクタール以上になってきているという実態があるのです。

しかしながら北海道は、3,587ヘクタールですから、農地の面積等から比較すると、非常に比重は少ないのではないかと見ております。

また、北海道は、平成27年11月2日に道農政部から公表されました。振興局別にチェックしてみますと、上川が一番多く659ヘクタール、渡島が591ヘクタール、石狩が432ヘクタール、後志が377ヘクタール、オホーツクが349ヘクタール、桧山が324ヘクタール

で、空知は116ヘクタール、下から4番目です。ですから、耕作放棄地をチェックしますと、空知の場合も非常に少なくなっているという実態が浮き彫りになりました。全国同様、22年は8,521ヘクタールでしたので、なんと、道では4,934ヘクタールも減少してきたということです。

市の状況ですが、平成22年は3.8ヘクタールから今回答弁をいただきました1.8ヘクタールに減っております。

しかしながら、この耕作放棄地について、平成27年度の農業白書でも、農業を主な仕事とする、基幹従事者数は175万6,000人で、20年前より31%も減っていることに注目しなければなりません。

現地調査では、農地の所有者との連絡が取れない、あるいは、相続による非農家の増加、守り続けた土地への執着など、いろいろな要素があることも事実ですけれども、耕作放棄地につきましても、少しずつ減ってきている現状、しかし、TPPの動きもあり、先ほど言いました農業従事者が減ってきているという状況からは、逆にまた増える要素も出てくるのではないかとということも危惧されるわけです。

美唄市耕作放棄地解消対策協議会が解散して、美唄市耕作放棄地対策協議会が新たに設立されたという経緯も答弁でわかりました。

(2)の固定資産税の増額、1.8倍の件ですけれども、現在のところ、市での税負担増はないようです。土地には評価額の1.4%、固定資産税が原則としてかかります。しかし農地は評価額が低く税負担も少ないため、保有し続けるのも耕作放棄地増加の一因と言わ

れております。

農水省から、実はこういう手引が出されているんですけれども、これを読んでみますと、増税という言葉がインパクトが非常にあり、しかし、情報によっては、耕作してくれれば儲けものだという農水省の話も出てきているわけです。そのところにやはり注目しなければならぬのではないかとということです。農業問題につきましては、的確な答弁をいただいておりますので、再質問はありません。

4点目の教育行政についてです。1つ目は、教科書の謝礼問題です。

本市から2人の該当者がいましたという答弁にびっくりしました。結果は、全国は1,009人、北海道は半数近い441人、そして本市が2人という実態です。校長はじめ教員と業者のなれ合い、教科書は閲覧が禁止されている点が形骸化しており、お金も渡すという行為は、返したからよいというものではないんです。代償として何かを出版社は求めているということに目をつけることは当然のことです。例えば、2万円もお礼としてもらった場合は、何かを求めているなどということは、はっきりしています。ですから、不明瞭な謝金を謝礼としていただくこと自体が、もう認識が甘いと、その一言です。

最近になって、高校にも波及しました。ルール違反ということで、マスコミは高校の場合も大々的に取り上げております。高校は中学校とは、教科書選択には違いがあり、公立校は教育委員会、国立、私立校は校長が選択するということになっているんです。その点もわかりました。

謝礼について、採択については影響がなか

ったと道教委が結論づけておりますけれども、謝礼を受け取った調査員が、会社の教科書がそれによって採択をされたものは55件もあり、これで影響がなかったと、どうして言えるのかなというものが1つの疑問としてあるんです。採択に期待したのは、はっきりしているということになるといえます。教育長は、採択に影響を及ぼした形跡は認めなかった。そしてそれを確認したという答弁でしたけれども、ちょっとどうかなと、何かすっきりしないものが残っているのが実態です。

校長はじめ教員の認識につきましては、答弁のとおりで、これをごちゃごちゃ言いません。ただ、任命権者としての処分の仕方、実は私もこれは言いづらいんですけれども、農水省で勤務したときに、労働組合運動で、減給3回、6カ月をはじめとして受けております。また戒告等々もありまして、処分には非常になれているというような変な自慢になったら大変ですけれども、そういう実態があるわけです。

今回の労働組合の処分とこれは違うものですが、この処分のチェックをしてみると、私は軽いのではないかと見ております。もちろんいろいろな分析もあると思います。管理職には重く、一般教員には軽くとか、いろいろあると思います。内容はつぶさにわかりませんが、処分の仕方が、非常に軽さを感じます。

それともう1つは、今、動きとしてあります公正取引委員会です。これが公正性を決めるということで、独禁法違反になるのではないかと、そのおそれがあるということで、教科書9社に警告を出す方針を固めたようです。

文科省の調べでは、小中学校の教科書を発行する全国22社のうち、12社が規則に反した。外部の校長らに見せ現金を渡していたということも公表しています。この問題はまだまだ落着とはいきません。尾を引きそうです。

(2)の体力テストの1校1実践、これは創意工夫のある実践の取り組み状況は答弁でわかりました。

具体的な内容の中で、パークゴルフやエアロビクスも出てきたということで、これについては非常に注目いたしております。そうであれば、ゲートボールもどうかと。ゲートボールはイコールお年寄りというイメージがありますけれども、ゲートボールはなかなか頭を使うということで、組み立てや何かに、頭の活性化にもなると、パークゴルフとは違った一面もあるそうです。この辺も1校1実践の中で、ゲートボールを取り入れたら、学校ですから場所はたくさんあります。非常におもしろいのではないかと、いろいろアイデアがあると思いますけれども、1校1実践に大いに期待いたしております。

(3)の児童生徒の肥満対策は、全国体力運動習慣等の調査の結果で、男女とも全国と比較して、ぽっちゃりと先ほど表現しましたけれども、非常に肥満傾向が高いというのが実態です。その対策も必要です。

隣の奈井江町では、生活習慣病対策として、成人になるとより難しいとのことで、子どものときからもう既に早期啓発に力を入れており、学校、保護者と一緒に指導することによって、家族全員の生活改善につながる運動を行っているという実践報告がありました。メリットは何かと言いますと、医療費の抑制に

つながるということです。小さいときからやっていたら、医療費はかかりませんよということのメリットが大きいということです。子どもたちの意欲を高める取り組みを、目標を持って取り組んでいると。隣のまちですから、大いに美唄市も参考にしたらいいなと考えております。

そこで、再質問の関係ですけれども、先ほど言いました謝礼の関係について、2名はわかりましたけれども、ただ任命権者、これは道教育長だと思っておりますが、懲戒処分が少なく、訓戒だとか所属長による指導措置、どうも軽いのではないかと思うんですけれども、その点、どう思っているかということ。

今回の謝礼問題について、市議会定例会の場で詳細な質問があったということのを道教委、空知教育局に伝えてほしい。クリアファイルのときと同様に、またほかにもいろいろ経過がありますけれども、その辺伝えてほしいということです。

それから、児童生徒の肥満対策ですが、道教育委員会の学校保健統計調査というのは、毎年実施されている。そこで、全校実施と思われたけれども、どうも中止するようです。教育委員会に改めて、ここの学校は調査をしますよという問い合わせは、どうもないようです。それとあわせて、実施をしたらどういう結果で、比較してこうですよというデータの面もどうもないようです。ですから、これはおかしいのではないかと思うんです。各市町村の教育委員会の所轄も学校の調査が該当してくれば、事前にこの学校をあたりますよということで、連絡があつてしかり、結果が出たら結果をきちんと道教育委員会から報

告があつてしかり、どうもその辺がわかりづら
い一面もありますので、そのところ、答
弁を願いたいと思います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答え
いたします。

樺戸道路の観光活用についてであります
が、お話のありました要望につきましては、協
議会の次年度以降の事業計画を策定する際
に、検討していただくよう働きかけてまい
りたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員のご質問
にお答えいたします。

教科書の問題について、道教委の処分状
況が軽過ぎないかというお尋ねでございま
すが、一方では、それぞれ各学校における
実践家でございますので、そういった先生
方が自信を失わないように、あるいは教
科書研究というのは常に行われているもの
でございまして、そういった研究活動を
停滞しないように、配慮しなければなら
ないということも事実でございます。そう
いった意味で、道教委の方では、法には
触れる行為ではありますけれども、結論
として、こういう処分に落ち着いたのでは
ないかと私は推測しております。このこ
とにつきまして、議員からご要望があ
りましたということは、機会をみてお伝
えしてまいりたいと考えております。

次に、学校保健統計調査についてであ
りますが、調査の実施は、文部科学省
からあらかじめ指定する学校へ調査票
が送られ、北海道では、道内抽出分
を集約して文部科学省にデータを送
ることになっております。

調査結果につきましては、学校保健統
計調査規則に基づき、毎年、「学校保健
統計速報」及び「学校保健統計」にお
いて公表されておりますし、文部科学
省及び政府統計の総合窓口のホーム
ページにおいても公表されております。

なお、北海道分の調査結果につきま
しては、北海道のホームページでも
公表されているところでございます。

●1番森川明議員 教育長、答弁
いただきましたんですけども、いわゆる
処分の関係で詳しく聞いていたん
ですけども、何か非常に大ざっぱに
お答えをいただいた感じがするん
です。

処分の関係については、どうい
う手順によってこのような処分が出
たかという事を今一度お伺い
したいと思っております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員
のご質問にお答えいたします。

処分の手順について、どのよう
な手順を経て処分を決定したか
というようなご質問だと思います
が、あくまでもこれは、報道等
により私どもが持っている情報
でございまして、処分の決定
にあたりましては、教科書を
検定期間中に閲覧したか
どうか、謝礼を受け取った
かどうか、閲覧後に調査員
になったかどうか、当時、
管理職であったかどうか、
複数回行ったのか、以上の
点などを踏まえ、処分を
決定しているようございま
す。

●議長小関勝教君 お諮り
いたします。

本日の会議はこの程度にとど
め、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 2 時 3 0 分 延会